

短期入居(ショートステイ)料金

(1日当りで計算:円 R1.10)

介護度	所得段階	基本料 個室ユニット型	加算 ※①	食事費	滞在費	合計	月間利用 可能日数
要支援1	1	514	90	300	820	1,724	8日
	2			390		1,814	
	3			650		2,564	
	4			1,392		4,002	
要支援2	1	638	104	300	820	1,862	15日
	2			390		1,952	
	3			650		2,702	
	4			1,392		4,140	
要介護1	1	684	170	300	820	1,974	21日
	2			390		2,064	
	3			650		2,814	
	4			1,392		4,252	
要介護2	1	751	177	300	820	2,048	23日
	2			390		2,138	
	3			650		2,888	
	4			1,392		4,326	
要介護3	1	824	185	300	820	2,129	29日
	2			390		2,219	
	3			650		2,969	
	4			1,392		4,407	
要介護4	1	892	193	300	820	2,205	30日
	2			390		2,295	
	3			650		3,045	
	4			1,392		4,483	
要介護5	1	959	200	300	820	2,279	30日
	2			390		2,369	
	3			650		3,119	
	4			1,392		4,557	

※収入により入居料金が区分されますのでご確認ください。

所得階層	対象者	配偶者が非課税	預貯金等 (単身100万円以下、 世帯200万円以下)
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員市民税非課税		
第2段階	・世帯全員市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下		
第3段階	・世帯全員市民税非課税で上記第2段階以外		
第4段階	・上記、第1段階から第3段階に該当しない		

※①上記料金表加算の内訳(専門職など配置し手厚いケア体制としています。)

加算項目	利用者負担額	備考
サービス提供強化加算Ⅰイ	18円/日	介護職の6割以上が介護福祉士
夜間職員配置加算Ⅳ	20円/日	基準より1名以上多く配置(要介護者)等
機能訓練体制加算	12円/日	
看護体制加算Ⅲ・Ⅳ	35円/日	要介護3~5が7割(要介護者)
介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		上記の基本料と加算の合計額には、介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算して11%が加算されています。

※その他 上記※①以外に利用者の状態により個別に必要となる費用

加算項目	利用者負担額	備考	加算項目	利用者負担額	備考
緊急認知症受入加算	200円/日	7日間限度	在宅中重度者受入加算	421~425円/日	訪問看護による健康管理の実施(要介護者)
若年性認知症受入加算	120円/日		個別機能訓練加算	56円/日	
医療連携強化加算	58円/日	特別な医療処置が必要な状態(要介護者)	緊急短期入所受入加算	90円/日	7日間限度(要介護者のみ)
送迎加算(片道)	184円/回		介護職員処遇改善加算Ⅰ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		上記の基本料と加算の合計額には、介護職員処遇改善加算Ⅰ及び介護職員等特定処遇改善加算して11%加算
療養食加算	8円/食	特別食提供、1日3食限度			

☆ 連続30日を超えて利用される場合は、31日目以降より日額30円が減額されます。 ※ 低所得者は、お気軽にご相談ください。

※ 短期入居は1日単位の利用となりますので、午前0時を基準に利用日数が計算されます。

※ 月間利用可能日数は、目安として支給限度額を短期入所(送迎1回含む)のみに利用した場合の日数です。

※ 月額自己負担額が一定の上限額を超えると高額介護費として後日還付されます。還付額は年金の種類によって異なります。

生活保護受給者	15,000円(個人)	全員が市民税非課税・公的年金収入額合計が年間80万円以上	24,600円(世帯)
全員が市民税非課税・公的年金収入額合計が年間80万円以下	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	現役並み所得者に相当する方がいる世帯、誰かが市民税を課税されている世帯	44,400円(世帯)

※ 一定以上所得者や現役並み所得者は、自己負担が2~3割負担となる場合があります。(すべて1割表記)